

糸魚川市に転入された方へ

糸魚川市へ引っ越ししてきた日から14日以内に届け出てください。

【転入手続きに必要なもの】

☐マイナンバーカード(他課の手続きでも必要になる場合があります)

☐印鑑

☐転出証明書(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は必要ありません)

☐届出人の本人確認ができるもの(イナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

☐委任状(本人または同一世帯員が届け出る場合は不要です)

その他に、下記の表をご確認いただき、必要なものをお持ちください。

担当課		利用する制度等	糸魚川市での手続き
市民課	☐	マイナンバーカードをお持ちの方	・ 転出予定日から30日以内または転入した日から14日以内に、転入の手続きをしてください。 ・ マイナンバーカード交付時に登録した暗証番号を入力して、マイナンバーカード継続利用の手続きをしてください。
	☐	住民基本台帳カードをお持ちの方	・ 住民基本台帳カードをお持ちの上、継続利用の手続きをしてください。
	☐	国民年金に加入(第1号被保険者)している方	・ 手続きは必要ありません。ただし、前住所地で加入の手続きをしていない方は、離職日等が分かるものをお持ちの上、手続きをしてください。
	☐	年金を受給している方	・ 手続きは必要ありません。ただし、年金の通知書等を住民票住所以外に送付したい方は、届出が必要となりますので、マイナンバーカードまたは年金証書をお持ちください。
	☐	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	・ 標識を交付しますので、前住所地で交付された廃車証明書等をお持ちの上、手続きをしてください。
	☐	市民税県民税(住民税)が課税されている方	・ 1月1日現在に住民登録のあった市区町村にそのまま納めてください。
健康増進課	☐	国民健康保険に加入される方	・ 転入日から加入となります。(お勤め先等の健康保険に加入される方を除きます。) ・ 70歳以上の方は、前住所地で交付された「負担区分等証明書」をお持ちください。
	☐	後期高齢者医療に加入している方	・ 転入日から加入となります。 ・ 県外から転入される方は、前住所地で交付された「負担区分等証明書」をお持ちください。
福祉事務所	☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	・ 後日、糸魚川市の保険証と介護保険料決定通知書を送付します。 ・ 要介護認定を受けている方で、前住所地から交付された「介護保険受給資格証明書」をお持ちの方は、提出してください。介護認定申請手続きを行います。
	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 前住所地において、手帳の交付を受けていた方は、手続きが必要です。身分証明書・手帳・印鑑などをお持ちください。
	☐	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、重度心身障害者医療、障害福祉サービスの利用を希望される方	・ 継続して利用するには手続きが必要です。身分証明書・印鑑・受給者証・直近の所得証明書をお持ちください。

担当課		利用する制度等	糸魚川市での手続き
こども課	☐	子ども医療費助成制度 (高校卒業までの方)	・ お子さんの加入医療保険資格情報が分かる書類と母子手帳をお持ちください。
	☐	児童手当を受けている方	・ 受給者名義の預金通帳、受給者及び配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード、お子さんが糸魚川市以外にいる場合は、お子さんのマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。
	☐	ひとり親家庭等医療助成制度を利用されていた方	・ 保護者とお子さんの加入保険資格情報が分かる書類をお持ちください。
	☐	児童扶養手当制度を利用されている方	・ 住所変更の手続きをご案内します。前住所地での証書がある方は、お持ちください。 ・ 預金通帳をお持ちください。
こども教育課	☐	小中学生のいる方	・ 転入する学校に在学証明書と教科書給与証明書を提出してください。
建設課	☐	公営住宅に入居される方	・ 手続きが必要となる場合があります。状況によって手続きが異なりますので、お問合せください。
総務課 能生事務所	☐	ケーブルテレビを利用したい方 (右に記載した地域は、アンテナでテレビが視聴できないため、ケーブルテレビへの加入が必要です。)	・ 【全域が加入対象となる地区】 浦本、根知、小滝、磯部、能生、能生谷、木浦、歌外波、市振 ・ 【一部が加入対象となる地区】 下早川、上早川、大和川、西海、京ヶ峰、蓮台寺、一の宮、大野、田海、糸魚川地域 新幹線沿線の北側 ※能生地域(磯部、能生、能生谷、木浦)での利用については、能生事務所(566-3111)へお問合せください。
環境生活課	☐	し尿のくみ取り手続き	・ 市内の収集業者へ直接連絡をしてください。 信越環境サービス 552-0655
ガス水道局	☐	ガス水道の手続き	・ ガス水道・下水道の使用開始の手続きは、ガス水道局へ連絡をしてください。 ガス水道局 552-1540

【その他の手続き】

	項目	連絡先
必要な手続きをご確認ください	☐ 郵便物	・ 郵便局のホームページをご覧ください。最寄りの郵便局へお問合せください。
	☐ 電気	・ 東北電力ホームページをご覧ください。東北電力お客さまセンターへお問合せください。 お客さまセンター(引越し・アンペア変更) 0120-066-774
	☐ 電話	・ 契約している電話会社へお問合せください。
	☐	
	☐	